

京丹後市介護福祉士養成奨学金

◇貸付対象

文部科学大臣及び厚生労働大臣又は都道府県知事の指定した学校等を卒業後、京丹後市内の福祉施設において介護福祉士として業務に従事しようとする方

◇貸付限度額

月額 5 万円以内（年額 60 万円）

◇利子

無利子

※ 正当な理由なく返還計画より遅れると延滞利息（年 14.6%）がかかります。

◇貸付期間

学校等に在学する期間（最大 2 年間）

◇応募期間

随時

◇応募方法

長寿福祉課（福祉事務所内）に申請書および提出書類を提出。申請書は市ホームページからダウンロードできます。

◇貸付金の送金

6 月、9 月、12 月、3 月に送金します。

◇返還免除

下記のすべての要件を満たすと、返還は免除されます。

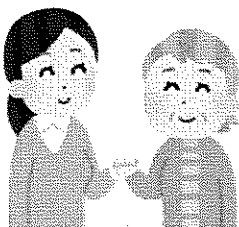
① 学校等を卒業した日から 1 年以内に介護福祉士として登録した場合

※ やむを得ない事由で国家試験を受験できなかった場合又は合格できなかった場合には、学校等の卒業年次の翌年度の国家試験に合格した日の翌年度の末日までが限度。

② 京丹後市内の福祉施設（医療施設は対象外）に就職

③ 介護福祉士として介護等の業務に 3 年間従事

※ ただし、市内福祉施設に就職したが、やむを得ない理由により離職し、離職後 90 日以内に他の市内事業所に正規の職員として採用された場合は、前事業所に勤務した日数と併せて 3 年間勤務した場合



【問い合わせ先】

京丹後市役所 長寿福祉課 ☎0772-69-0330

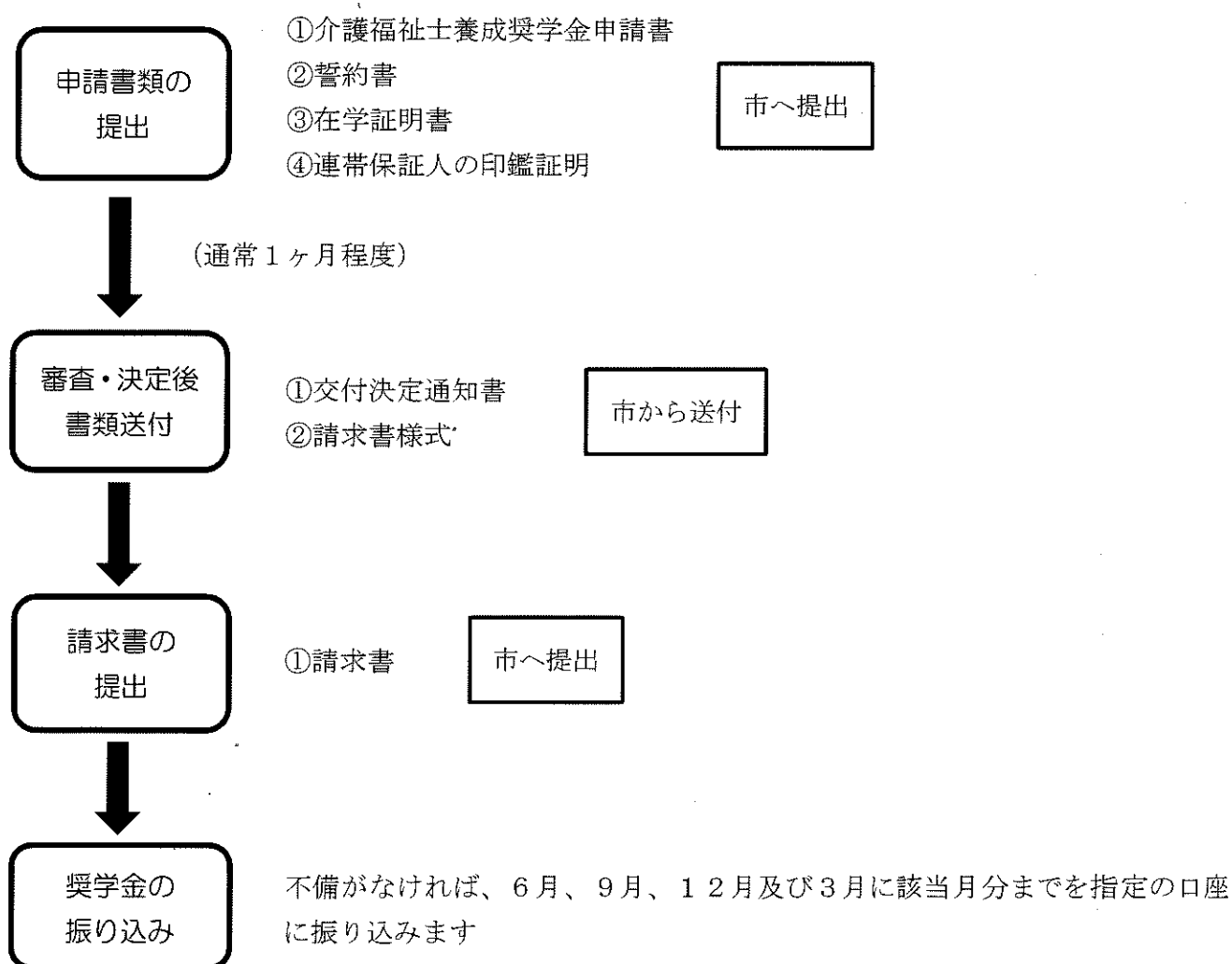
京丹後市介護福祉士養成奨学金について

学校等に入学し、卒業後市内の福祉施設で介護福祉士として業務に従事しようとする方に奨学金を交付します。

1. 対象になる方

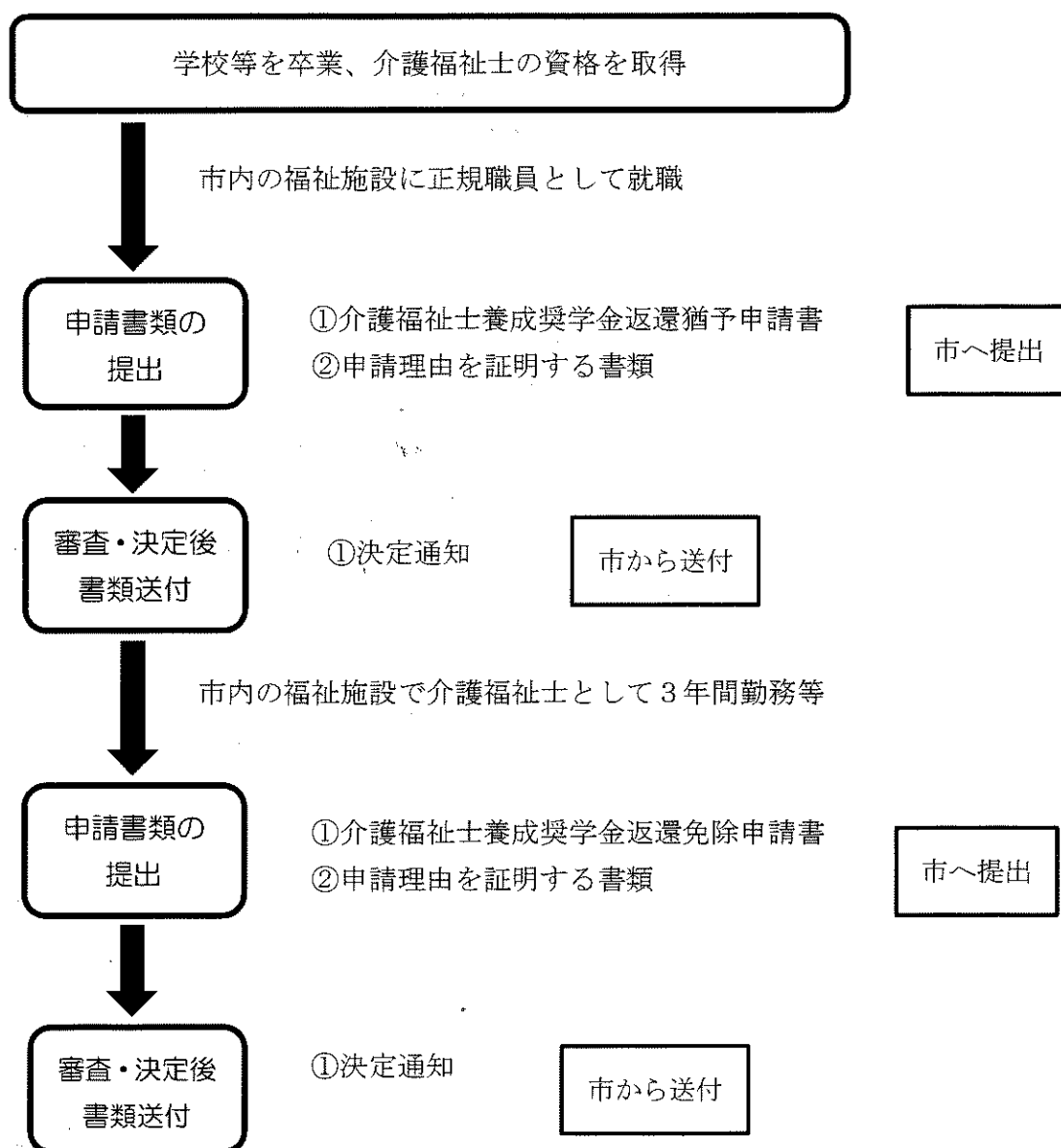
学校等に入学予定又は在学中のかたで、将来、市内において介護福祉士として介護等の業務に従事しようとする意志を有する方。

2. 申請から奨学金交付までの流れは下記のとおりです



裏面へ続きます

4. 学校等を卒業後、市内の福祉施設で介護福祉士として 3 年間業務に従事した場合、奨学金の返還免除制度もあります



3. その他

奨学金の申請につきましては、募集要領をよく読み、本制度の内容を十分理解した上で応募してください。

担当	京丹後市 長寿福祉課
電話番号	0772-69-0330